

4月1日から

事務手数料の一部が改定されま

4月1日(木)から、住民票の写し、印鑑登録証明、(非)課税証明など、事務手数料の一部が下記のとおり改定されます。手数料の改定案は、昨年12月の市議会定例会に提出し、可決されました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、各担当課にお問い合わせください。
企画課(☎☎内線1102)

今回改定となる事務等の種類	単位および新料金	問合せ
身分に関する証明・不在籍証明・戸籍の附票の写し・住民票の写し・戸籍の附票記載事項証明・住民票の記載事項証明・除かれた戸籍の附票の写し・除かれた住民票の写し・不在住証明・外国人登録票の写し・外国人登録票記載事項証明・印鑑登録証明・印鑑登録証・埋葬・火葬証明・住民基本台帳閲覧	1件(住民基本台帳閲覧のみ1世帯)につき 200円	市民課 (☎☎内線1461)
(非)課税証明・法人所在証明		市民税課 (☎☎内線1311)
評価証明・公課証明・名寄帳・台帳閲覧・公図閲覧		資産税課 (☎☎内線1331)
納税証明		納税課 (☎☎内線1351)
都市計画に関する証明		都市計画課 (☎☎内線2411)
道路証明		
はり紙およびはり板の表示または掲出の許可	50枚までごとに つき 2,250	
立看板の表示または掲出の許可	1枚につき 450円	
広告幕の表示または掲出の許可	1張につき 990円	
広告板の表示または掲出の許可	面積5平方メートルまでごとに つき 3,220円	道路管理課 (☎☎内線2451)
広告塔(高さ2メートル以下のもの)の表示または掲出の許可		
アドバルーン(電飾を除く)の表示または掲出の許可	1個につき 2,850円	

平成16年度 一時保育事業の利用登録受付および利用料金の改定について

保護者の就労、社会活動への参加、育児疲れのリフレッシュ、疾病等さまざまな理由で、保育に欠ける状態になったとき、一時的に保育園で児童を預ります。利用にあたっては、登録が必要です。対象児童 市内に在住し、満1歳〜就学前の児童で、次のいずれかに該当する方
保護者の短時間・断続的勤務、職業訓練、就学等により、家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
保護者の疾病、災害、事故
出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童
保護者の育児に伴う心理

的・肉体的負担を解消する等の私的により一時的に保育が必要となる児童
障害のある小学校4年生までの児童から、までの各号に該当する場合は、午後の時間において一時的に保育を行います。(西原保育園のみ) 利用登録受付開始日 3月4日(木)から
実施場所・定員 西原保育園(芝久保町5-4-2)・10人以上 ほうやちよう保育園(保谷町3-13-1)・6人以内
利用方法 田無庁舎1階保育課、西原保育園、ほうやちよう保育園にある一時保育利用登録申請書で登録してください。平成15年度に登録されている方も再登録が必要で

す。登録受付後、一時保育利用登録通知書を送付します。一時保育を利用する場合は、登録承認後、西原保育園またはほうやちよう保育園に直接申し込みください。
予約方法 利用日の属する月の前月の1日午前10時から各保育園に直接電話で申し込んでください(1日が土・日の場合は、その月の最初の保育園の開所日が受付日となります)。
4月の予約は3月25日(木)午前10時から
利用開始日 4月5日(月)
利用日数・保育時間 利用日数は週3日以内(それぞれ保育園を利用する場合でもあわせて3日以内です)。保育時間については基本的に月曜日〜金曜日の午前8時30分〜午後5時
利用料金(平成16年度から改定) 4時間以内:千200円



無料市民相談

内容	日 時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室) ☎64-1311 保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室) ☎64-1311 ☎64-1311内線2115
法律相談(予約制)	3月11日・18日・19日 午前9時～正午	(田)	
人権・身の上相談	3月4日 午前9時～正午	(田)	
税務相談(予約制)	3月12日 午後1時～4時 3月5日・19日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
不動産相談(予約制)	3月4日・18日 午後1時～4時 3月11日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
登記相談(予約制)	3月11日 午後1時～4時 3月18日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
表示登記相談	3月11日 午後1時～4時 3月18日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
交通事故相談(予約制)	3月3日 午後1時～4時 3月12日・19日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
年金・労災・失業保険人事管理一般相談	3月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政相談	3月19日 午後1時～4時 3月4日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
行政手続き相談	3月12日 午後1時30分～4時30分(遺言、相続、建設業)	(保)	

▶予約方法 予約制の相談...3月1日(月)から電話、または来庁にて受け付けます。
相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。

内容	日 時	場 所	問合せ
消費生活相談	毎週月・火・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	田無庁舎2階消費生活相談室(市民相談室内) (☎64-1311内線1431)	
高年齢者就業相談(武蔵野高年齢者就業相談所) ☎0422-53-4545	3月18日 午後1時～4時 3月25日 午後1時～4時	田無庁舎2階会議室 保谷庁舎4階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432) 保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
住宅増改築相談	3月5日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎25-4141)
動物相談	3月17日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター(51-0600) 相談専用電話(51-0808)
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課(☎64-1311内線2351)	事前連絡をしてください
身体障害者相談	3月10日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 保谷保健福祉総合センター第2相談室	(☎64-1311内線1561、2346)
知的障害者相談	3月16日 午後1時～3時		
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談 ☎25-4972
女性相談	悩みなんでも相談(電話・面接) カウンセリング(予約制) からだの相談(予約制)	月・火・木曜日午前10時～午後4時、金曜日午後4時～9時 火曜日は電話相談のみ 毎週水曜日午後4時～9時、土曜日午前10時～午後4時 3月19日 午後2時～5時 27日 午前11時～午後4時	市民会館2階相談室(正午～午後1時は休み) からだの相談予約電話(☎50-0222) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)
電話医療相談(西東京市医師会)	3月2日外科・9日内科 午後1時30分～2時30分		(☎38-1100)
電話歯科相談(田無歯科医師会)	3月12日・26日 午後0時30分～1時30分		(☎66-2033)

担当課番号案内の☎(保)の表記は ☎...田無庁舎(南町5～6～13) ☎...保谷庁舎(中町1～5～1)を表します